

大阪府青少年健全育成条例（現行）	法律（改正）	主な論点→特別部会委員意見	対応案
<p>(子どもの性的虐待の記録に係る努力義務)</p> <p>第四十四条 事業者及び保護者は、次の各号のいずれかに該当する青少年に対する性的虐待に係る行為の全部又は一部を視覚により確認することができる方法により描写した写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物(以下「子どもの性的虐待の記録」という。)を製造し、及び販売しないよう努めなければならない。</p> <p>一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条から第七十九条までの規定に該当する行為</p> <p>二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条第一項第六号に掲げる行為</p> <p>三 児童買春・児童ポルノ禁止法第二条第二項に規定する児童買春</p> <p>四 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条第二号に掲げる行為及び同法第三条の虐待</p> <p>五 第三十九条各号に掲げる行為</p> <p>六 十三歳未満の青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為</p> <p>七 十三歳以上十八歳未満の青少年の同意を得ず、又は当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させて、当該青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為</p> <p>2 何人も、子どもの性的虐待の記録を所持しないよう努めなければならない。</p> <p><参考></p> <p>(淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止)</p> <p>第三十九条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>1 項（略）</p> <p>二 青少年に対し、威迫し、欺き、若しくは困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当手段を用い、又は当該青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として性行為又はわいせつな行為を行うこと。</p> <p>3 項（略）</p>	<p>【刑法】（不同意わいせつ）</p> <p>第七十六条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>1 項 1～8 号、2 項（略）</p> <p>3 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。</p> <p>【刑法】（不同意性交等）</p> <p>第七十七条 前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛こう門性交、口腔く性交又は膣ちつ若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの（以下この条及び第七十九条第二項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。</p> <p>2 項（略）</p> <p>3 十六歳未満の者に対し、性交等をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。</p> <p>【刑法】</p> <p>第 1 7 8 条 →削除</p> <p>【刑法】（監護者わいせつ及び監護者性交等）</p> <p>第七十九条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第七十六条第一項の例による。</p> <p>2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第七十七条第一項の例による。</p>	<p>■44条第1項1号：【刑法】改正（178条削除）に伴う規定整備</p> <p>→異論なし</p> <p>■44条第1項6、7号：【刑法】対象年齢の引き上げ</p> <p>・刑法における性交同意年齢が13歳から16歳未満へ引き上げられたことを踏まえ、条例における年齢を引き上げるかどうか。</p> <p>→異論なし。出版業界としても児童ポルノ等に対しては反対の考え。</p> <p>■第39条の文言の違い</p> <p>・第39条における「淫らな性行為等（本体行為）」や44条第7項における「水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態（本体行為）」を行う意思決定の前提となる要件（威迫し、欺き、若しくは困惑させて（第39条・44条第7号）、その他の当該青少年の未成熟に乗じた不当手段を用い（第39条））が相違しているがどうか。</p> <p>→本体行為にいたる前の意思決定の要件の整合性を図るべき。</p>	<p>■44条第1項1号：【刑法】改正（178条削除）に伴う所要の改正を行う。</p> <p><改正案></p> <p>・44条第1項1号 刑法第176条から第179条までの…→刑法第176条、第177条又は第179条の…</p> <p>■44条第1項6、7号： 【刑法】対象年齢の引き上げ。</p> <p>【条例39条】R2の一部改正に伴う淫らな性行為、わいせつな行為の禁止の強化を受けて、条例文の準用。</p> <p>・刑法改正の趣旨を踏まえ、対象年齢を引き上げる。</p> <p>・令和2年3月条例第39条第2項の改正において、青少年は判断能力が未熟であることから威迫等の行為がなくても青少年が断りづらい状態等の下で行われる性交を規制対象とするため、「青少年の未成熟に乗じた不当手段を用い」が追加された。</p> <p>・今回、前記条文を引用している第44条第1項第7号中「困惑させて」を「困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当手段を用い」に改める。</p> <p><改正案></p> <p>・6号 13歳未満→16歳未満の青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為</p> <p>・7号 13歳以上→16歳以上18歳未満の青少年の同意を得ず、又は当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当手段を用い、当該青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為</p> <p>⇒改正により、13、14、15歳は「同意の有無問わず」、上記姿態をとらせる行為の写真を製造等をしないよう努めなければならない。</p> <p>(16歳、17歳は改正後も引き続き、「同意を得ず」又は当該青少年を威迫し、欺き、若しくは「困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当手段を用い」て、上記姿態をとらせる行為の写真を製造等をしないよう努めなければならない。)</p>
		<p>■44条第1項6、7号：【刑法】5歳差の要件</p> <p>・相手が13歳以上16歳未満の者で、行為者が5歳以上年長である場合に、不同意性交等罪、不同意わいせつ罪が成立。5歳差の要件を府条例で定めるかどうか。</p> <p>→青少年を保護する観点から、5歳差の要件を設ける必要はない。</p>	<p>■44条第1項6、7号：【刑法】5歳差の要件</p> <p>・青少年を保護する観点から、5歳差の要件は設けない。</p> <p>・また、44条は事業者及び保護者に対する努力義務であることから、5歳差の要件設定がなじまない。</p> <p><改正案> 改正なし</p> <p>・なお、刑法176条3項、同177条3項は、被害者が13歳以上16歳未満の者であるときは、『行為者が5歳以上年長者』である場合に限り処罰することとしているが、条例44条1項1号の『第176条3項、第177条3項……の規定に該当する行為』については、このような『行為主体の限定はない』と解される。</p> <p>・その理由として、第1に、この限定は、『行為の限定ではなく』、『行為主体の限定』であること（5歳以上年長者でない者による16歳未満の者に対するわいせつな行為がおよそ一律に違法でないとされているわけではないこと）、第2に、この『行為主体の限定』は、刑罰の謙抑性（刑罰は、国家的制裁のうち、最も峻厳なものであることから、これを制裁手段として用いるのは、できるだけ控えるべきだという刑法上の原則）を理由とするものであり、この理由は、努力義務を課すにとどまる条例44条には当てはまらないこと、第3に、条例44条の努力義務の主体は、保護者及び事業者であること、である。</p> <p>■出版業界のご意見</p> <p>・改正後の問題点、参考意見等をいただく。</p>

大阪府青少年健全育成条例（現行）	法律（改正）	主な論点→特別部会委員意見	対応案
<p>(青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) 第四十二条の二 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春・児童ポルノ禁止法第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。)の提供を求めてはならない。</p>	<p>【児童ポルノ法】（児童ポルノの定義） 第二条 1、2項（略） 3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀でん部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの</p>	<p>■42条の2：【刑法】姿態の拡大（姿態拡大に伴う対象年齢引き上げ） ・刑法182条3項で追加された16歳未満の者に対し、「<u>性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀でん部又は胸部をいう。（以下「性器等以外」という。））を触り又は触られる姿態で、わいせつなもの</u>」 ※「児童ポルノの定義」に含まれない描写・児童ポルノ法の処罰対象外 → ・姿態の拡大（姿態拡大に伴う対象年齢引き上げ）に賛成 ・青少年を守る条例の建付けから、「性的な部位（性器等以外）を触る行為にかかる姿態で、わいせつなもの」の描写の要求について禁止対象とするのが良いのでは。 ・条例が18歳までの青少年を守る建付けのため、この機に合わせて18歳で整合性を取る方がよいと思う。 ・42条の2の新設時、構成要件の明確性等の問題もあり、児童ポルノ法の定義に合わせたと記憶。児童ポルノ法の方が狭いのであれば、改正刑法に併せて拡大する方が良いのでは。刑法で16歳17歳が保護されない。</p>	<p>■42条の2 姿態の拡大（姿態拡大に伴う対象年齢引き上げ） 刑法182条3項で追加された「性的な部位（性器等以外）を触り又は触られる姿態で、わいせつなもの」を追加するか。 <改正案> 改正なし 【刑法182条3項】解釈 ・「性的な部位（性器等以外）を触る行為にかかる姿態で、わいせつなもの」とは、着衣のない状態で、性的な部位を触り又は触られる状態のため、性器が隠れているケースが想定される。 ・立法にあたっては、想定される事実を明文化している。処罰範囲を過不足なく、制定している。同法に係る立件については、事案、前後の状況等において、立証できる場合、同法が適用されると考える。<法務省確認> 大阪府警本部へのヒアリング内容を受けて、以下のとおり結論 ⇒以上により、16歳及び17歳への「<u>性的な部位（性器等以外）を触る行為にかかる姿態でわいせつなもの</u>」における府条例42条の2に係る規制については、性的な部位が露出されておらず、立件にかかる立証が困難。また、改正刑法の施行から日が浅いこともあり、現時点における被害状況は把握ができていない。よって、今後、第182条3項の被害状況等により規定の検討を考える。</p>
	<p>【刑法】（十六歳未満の者に対する面会要求等） 第八十二条 わいせつの目的で、十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 1項1～3号、2項（略） 3 十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為（第二号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。）を要求した者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態をとってその映像を送信すること。 二 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部（陰茎を除く。）又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀でん部又は胸部をいう。以下この号において同じ。）を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態をとってその映像を送信すること。</p>	<p>■42条の2：【児童ポルノ法】第2条第3項第3号における姿態の拡大（性的な部位が露出、強調されていない下着姿） ・「<u>性的な部位が露出、強調されていない下着姿</u>」に対する要求行為を新たに禁止対象とすかどうか。 →平成30年提言段階では、下着姿は児童ポルノに当たらないという前提で議論。裁判例は見つからないが、警察では、自画撮りとの関係で、児童の下着姿は（下着姿にもいろいろある中で）どのように扱われているか。</p>	<p>■42条の2：【児童ポルノ法】性的な部位が露出、強調されていない下着姿 ・上述のとおり、児童ポルノ法に基づく児童ポルノ製造等を立件する場合、性的な部位が露出されていなければ被害児童の年齢確定ができず、立件が難しい。 ・下着姿等の要求行為・本体行為については、平成30年提言、令和1年提言でも条例で規制するかどうかについて議論をしたが、児童ポルノに該当しない性的画像の提供を求める行為については、裸等の児童ポルノの入手を目的にその要求過程で行われることが多く、1対1のSNS上でのやりとりの中で関係性を構築し、制服や水着、下着、裸等段階的に行われることから、児童ポルノの要求行為を条例で禁止することで、一定の抑止効果があると整理。 ⇒児童ポルノに該当しない性的描写を求める行為について、立件に向けた実際の運用が困難であること、また、現に児童ポルノの要求行為を禁止することで、一定の抑止効果があることから、条例に新たに規定しない。</p>
<p>(罰則) 第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 1～3項イ（略） (3) 第42条の2の規定に違反したものであって、次のいずれかに該当するもの。 ロ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を求めた者</p>		<p>■56条の他府県文言との相違 □申込み 【例：埼玉県青少年健全育成条例、ほか奈良、和歌山】 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること →他府県では、「申込み」要件があるが、大阪府においても規定すべきか。 □常習者に対する加重処罰規定【例：北海道】 59条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (1)、(2)（略） (3) 常習として第38条の2（児童ポルノ提供）の規定に違反した者 →他府県では、常習者に対する罰則があるが、大阪府においても規定すべきか。</p>	<p>■56条府条例の規制 府条例においては、すべての自画撮り要求行為を禁止した上で、悪質な要求行為には罰則（30万円以下の罰金）を課している。 □「申込み」 ・他の都道府県の状況：供与の申込規定あり：9件、なし：22件（都道府県へのアンケート結果：R5.10実施） <改正案> 改正なし 大阪府警本部へのヒアリング内容を受けて、以下のとおり結論 ⇒自画撮り要求行為において、現条例で立件できなかった事案はないため、申込み規定を設けない。 □常習加重処罰規定 ・他の都道府県の状況：北海道のみ規定（個別事情により） <改正案> 改正なし 大阪府警本部へのヒアリング内容を受けて、以下のとおり結論 ⇒一般に、再犯者等に対しては量刑加重等がなされるため、あえて、本条例で加重罰の必要性はないと思われるため、常習者に対する加重処罰規定を設けない。</p>
<p>(有害な図書類の指定) 第十三条 1項1号イ～ニ（略） ホ 強姦その他のりょう辱行為を表現するもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。 2、3号（略） 2項1号イロ(1)、(2)（略） (3) 強姦若しくは強姦を明らかに連想させる行為又は強制わいせつ行為</p>		<p>■第13条の文言（刑法改正に伴う文言変更） □強姦、強制わいせつ行為 →「強姦」、「強制わいせつ行為」の文言（条例13条）「不同意性交等」、「不同意わいせつ行為」など、刑法改正の罪名に改める必要はないか。</p>	<p>■13条（刑法改正に伴う文言変更） <改正案> ・13条第1項1号ホ、第2項第1号(3) 強姦→不同意性交等 強制わいせつ行為→不同意わいせつ行為に変更。 ⇒平成29年6月刑法改正及び令和5年7月法改正に伴う第176条及び第177条の罪名変更により改正。</p>